鳥取市環境審議会（平成２５年度第１回）　議事録

１．日　時　平成２５年１１月２７日（水）１３：３０～１５：５０
２．場　所　市役所本庁舎６階第１会議室
３．出席者　（委員）
　　岡崎会長、房安副会長、榎委員、杉本委員、藤沼委員、乾委員、佐々木委員、
　　山内委員、山本委員、牛尾委員、手島委員、平尾委員
　（事務局）
　　深澤副市長、藤井部長、牧課長、米村参事、山本課長補佐、谷重主査、
　　佐々木主査、房安主幹、藤井主任、淺井主事
４．諮　問
　（１）鳥取市内の工業団地における騒音規制の地域指定について
　（２）消費税率引き上げ（５％～８％）に係るごみ処理手数料について
５．審議事項
　（１）鳥取市内の工業団地における騒音規制の地域指定について
　（２）消費税率引き上げ（５％～８％）に係るごみ処理手数料について
６．議事録署名委員選出　杉本委員、藤沼委員
７．議事概要　以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、只今から、平成２５年度第１回鳥取市環境審議会を開会いたします。
藤井部長	（あいさつ）
事務局	会長・副会長は、条例第５条により委員の互選により選出することとなっていますが、いかがいたしましょうか。 （事務局一任） 事務局案をお示しし、皆様にご承認いただくということでよろしいですか。
委員	（了解）
事務局	それでは、会長に、鳥取環境大学の岡崎委員、副会長に鳥取市自治連合会の房安委員にお願いしたいと思います。岡崎委員、房安委員、ご承諾いただけますか。
両委員	（了解）
事務局	委員の皆様、ご承認いただけますか。
委員	（了解）
副市長	（諮問）
事務局	それでは、これ以降の進行につきましては、岡崎会長に議長をお願いいたします。
会長	それでは、審議会日程６番目は議事録署名委員選出となっています。杉本委員、藤沼委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。 ７番目の議事に入ります。１番目の「鳥取市内の工業団地における騒音規制の

発言者	発言内容
	地域指定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料説明）
会長	工業団地の騒音規制をどうするかというテーマですが、事務局より説明がありましたが、一度聞いただけですべて理解できるほど単純ではなく、きわめて複雑な形となっております。ここでは委員の皆さんの理解を深めるため、確認を含めながら、いろいろとご質問を出していただけたらと思います。あわせて規制をかけていくことへのご意見等もお願いします。
事務局	スケジュールについて説明をします。本日２件諮問させていただいたのですが、あと２回程度の審議会開催で結論を出していただくスケジュールで考えています。本日は２件を説明させていただき、ご意見、ご質問を受け、次回審議を行い、３回目で答申案の協議を行うように考えています。
委員	新たに指定しようとする６つの工業団地と河原インター山手工業団地（以下「河原工業団地」）について、現実に特定施設がどのくらいあるのですか。それと実測データはありますか。
事務局	新たな河原工業団地はどういった種類の工場、事業所が入居されるかわかっておりませんので、数字的なものは持ち合わせていません。新たな可燃物処理施設は今、鳥取県東部広域行政管理組合が、どういった規模、施設内容でするか検討を行っている状況です。ちなみに神谷清掃工場の状況を調べてみたのですが、空気送風機が１０基程度ありますので、新たな可燃物処理施設でも、法律上規制を受ける送風機が、その程度設置されるのではないかと考えています。実測値についてですが、既存の６工業団地について昼間に測定しております。測定値としては、１番小さい音で４８ｄＢから高いところで６６ｄＢ、工業団地によっていろいろな数字があります。現在までのところ、担当に確認したところ騒音に対する苦情は発生していないというのが現状です。既存の工業団地の特定施設について、そこまで調べておりませんので、今後調べていきたいと思います。
委員	神谷清掃工場の送風機が該当するということですが、神谷のデータはありますか。
事務局	確認してみますが、ダイオキシンの測定とか大気のデータはありますが、騒音の規制はないので、データはありません。
委員	新しく河原にできるごみ処理施設は、すでに答申が市長の方に出してありますよね。騒音がどこまで出るかはわかっていないかもしれないが、どのような施設ができるというのはわかっていると思いますが。 ６つの工業団地については、新市と言われるところですが、以前に町とかが業者を誘致して建てた工場ということもあり、雇用拡大をめざしたものが多いと思います。ただし、このような景気の中撤退したものもありますが、一律に規制をかけるということは、景気が上向いているのであれば、そのような装置を整備するのもやぶさかではないでしょうが、規制をかけて守らせるというのは難しいのではないですか。そこで市の方で助成金を出すとか、県の方から助成するので協

発言者	発言内容
	力をお願いしますとか、そのような体制ができているのですか。
事務局	工業団地にどういった工場が入ってくるかわからないと説明したつもりでした。既存の６工業団地については、昼間に計測して最大でも６６ｄＢでした。Ｐ２の昼間の基準が７０ｄＢとなりますので、十分に基準の中に入っていることになります。今回新たに２４時間規制をかけることにより、新たな公害防止の施設を整備する必要があるのではないかというご質問でしたが、測定結果から判断すると、そこまで必要ないのではないかと思っています。補助金・助成金の制度については、次回までに調べて報告いたします。
委員	私はむしろ規制が厳しくなって立地する企業が苦しくなる、ということではなくて、逆を心配しています。今、午後１０時から午前６時まで４５ｄＢという規制がかかっているのに、今度は６５ｄＢになります。立地している工場というより、隣接した住宅とかがどうなのか。この地図ではよくわからないので、次回までに用意していただけたらと思いますが、例えば高浜工業団地は住宅が近くにあるはずですが、騒音規制法は敷地境界で測りますので、十分広大な敷地を持った工場は防音壁とか木とかを植えることもできますが、それがなければ、工業地域を規制しても距離の近い住宅には音が伝わります。これらすべてをチェックしてから規制するのかどうか、審議会としてはこの方がいいのではないかと思います。
事務局	今回の測定は、一つの工業団地について３から５箇所を測定していますが、測定地点を増やすことも必要だと思います。委員が言われますとおり、高浜工業団地は住宅地が隣接しています。事務局としても、今まで苦情がないから良いとは考えてはおりませんので、今回の流れを地域の町内会にもお知らせして、ご意見をいただこうと考えています。
委員	以前に騒音測定に付き合ったことがあるですが、工場の境界線では法律が守られ基準以下なんですが、そこから離れたところでは境界線地点より高いことがありました。よくはわかりませんが、音が飛び越えていくような現象がありましたので、民家が近くにあるのであれば、騒音が夜間どういった値を示すのか、測る必要があると思います。たとえ基準値以下であっても、感覚公害と言いますか、誰かが「うるさい」と言えば基準値がどうこうと、関係がなくなりますので、データを測定しながら考えてほしいと思います。
委員	今回これを審議する背景の説明がありませんが、河原は新しくできるので基準を定めたいというのはわかりますが、既存の工業団地は、公害防止条例で厳しい規制があるのに、あえてやわらかい規制に変えるというのは、既存の工業団地には今まで規制がなかったから新たに鳥取市としても規制をかけるのだということですか。
事務局	河原工業団地と隣接する可燃物処理施設については、環境部門としては２４時間規制をかけて監視をするのだという意味合いをこめ、騒音規制法に基づく規制地域を指定したい考えです。６工業団地については、このたび新たな指定区域を作るということから、新市域ではまだ２４時間の規制がかかっていなかったので、

発言者	発言内容
	同様の規制をかけた方が公平性を保てるということで、一律に市内の工業団地を法律に基づく規制区域に編入したいと考えているところです。
委員	次回の審議会には新しいところと既存の工業団地についての隣接する住宅の状況がわかるような図面が出されるということですか。
事務局	住宅を含んだ地図もありましたが、あまりにも小さすぎてわかりにくいのではないかと判断して、今回は工業団地の位置図のみを用意しました。次回は詳しい地図を準備いたします。
会長	よろしいですか。それでは、２番目の「消費税引き上げ（５％から８％）に係るごみ処理手数料について」、これについても事務局の方から説明をお願いします。
事務局	（資料説明）
会長	事務局の説明に対して、ご質問、ご意見をお出しいただけたらと思います。
委員	以前、清掃審議会で有料ごみ袋を審議したときに、１０分の１ってどうやって出すのだろうと思っていたのですが、今回、改めてわかりましたが、消費税分はその１０分の１から考えて多めに払ってもらっているので、消費税分を上げなくても物価の件も心配なので、２６年度末までは現行のままでいいのではないかということですね。 Ｐ８（５）ごみ処理にかかる経費と原価計算について、２５年度以降に償還金がないのは、２４年度末で払い終わるということですが、新しい可燃物処理施設の償還金は別途計算に入るということなのですか。それだと見込み金額が変わってくるのですか。
事務局	既存の可燃物処理施設の建設に係る償還金を１５年償還で行っており、２４年度に終了したところです。新しい河原の新処理施設については、原価計算には含めていません。現行の手数料の考え方については、２６年度まで据え置く考え方を踏襲しています。２７年度以降のごみ処理手数料については、来年度の審議会で審議していただくことになると思いますが、その時に新処理施設の償還金等を含めるかどうかも併せて審議していただきたいと考えています。今回は、消費税が８％に上がることで、どれだけごみ処理に係る経費が上がるのかを検証して、ごみ処理手数料に転嫁するべきかどうかを審議していただけたらと思います。
委員	今の考え方は償還金も含めて１０分の１の処理費をごみ袋代として払うという形ですが、２５年度の今の段階では新処理施設分は入っていないけど５７円／枚でいいということですか。
事務局	現在のところ河原の新処理施設について、この見込みには想定しておりません。既存施設でこの状態が推移すると仮定して見込みを立てています。２４年度に償還が終ったり、既存施設は２９年度を目途としておりますので、大型修繕が見込まれないことから、数字としては減少しているところです。収集・運搬経費について、市の委託業者に支払う委託料は消費税がかかりますので、その分については増やして見込んでおります。また施設の運転管理に係る委託料についても消費

発言者	発言内容
	税を計算しておりますが、それらを含めても最終的に他の分の減少がありますので、このとおり推移すると見込んでおります。
委員	２７年度までは新処理施設分の建設に係る償還金は発生しないけど、その後発生するというのか、この後ごみ処理費に入れない可能性もあるということですか。
事務局	来年度、ごみ処理手数料を審議していただくときにどの程度、新施設の見込みが立っているかにもよりますが、その時点で見込まれるものは含めていきたいと考えております。
委員	今回は８％のことですが、今後、消費税が上がった場合は改めて審議するということですか。
事務局	今回は消費税が５％から８％に上がったことに伴って審議していただいておりますし、来年度は２７年度以降のごみ処理手数料自体を審議していただくことになります。どの時点で１０％に上がるかわかりませんが、その際にも審議会を開催させていただくかもしれません。
委員	Ｐ８の表を見ると、２６、２７年度は５００トンづつ減らして想定していますが、もしこれが２２年度から２３年度にかけて増えているように、ごみが増えた場合には、６０円くらいで対応できるということですか。
事務局	この原価計算の表では、ごみが増えた方が下がってくるという計算になります。また、第９次総合計画おいて、１％下げる目標を掲げておりますので、達成されるようにがんばっていきます。
会長	ごみが増えるとむしろ安くなるということですか。
事務局	この計算方法でいくと、ごみ処理にかかる経費をトンあたりの量で割っているため、量が増えるとトンあたりの原価は安くなることになります。
委員	ごみを燃やすための原油等の価格は、維持するか、高騰するかになりますが、その辺は考慮されているのですか。
事務局	Ｐ８の表の神谷清掃工場他運転管理費の中で見込んでおります。工場を安全に運転するための人件費、委託費など、また、２４時間連続運転のため、立上げ時の重油はそれほどはいらないのですが、他に工場を運転する上で必要となる燃料については、この運転管理費の中で計算しております。
委員	各負担金の中で、金額が増減していますが、どのような要因があるのですか。
事務局	大まかに言いますと建設改良費、大型修繕費等が言えます。例えば東部広域行政管理組合負担金が２４年度から落ちていますが、これは東部環境クリーンセンターの建設に係る償還金が２３年度で終っていることからです。次の八頭環境施設組合というのは、以前、八頭郡の施設として八頭クリーンセンターがありましたが、現在は閉鎖しているため、事務費程度の費用になっております。神谷清掃工場他運転管理費は、神谷清掃工場、国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンセンターに係る運転管理費ですが、修繕費が２４年度まで大きな額でした。また、各清掃工場の稼働期間が２９年度までということで、それらに係る修繕費用の見込みが低くなっております。償還金は、神谷清掃工場の建

発言者	発言内容
	設に係る償還が２４年度で終了したということです。
会長	ごみ処理手数料について、事務局のほうで次回までに準備しておいてもらいたい資料やデータがあれば併せてご発言をお願いします。
委員	Ｐ９は家庭ごみ袋のお金ですよね。手数料が約３億円入ってこういった事業に使っているのですが、実際ごみ袋を売るのは、お店で売っているのですから経費を取っていますよね。作る材料もお金がかかっていますよね。それはどこに入っているのですか。
事務局	ごみ袋を販売店においていただく委託料と、ごみ袋の製造にかかる経費は手数料充当事業の家庭ごみ有料化事業に含まれております。また、内訳等が必要であれば、次回の時に準備させていただきます。
委員	騒音についてですが、騒音と振動音はペアでなっている場合があります。工業団地での振動についてはどういう考えですか。
事務局	鳥取地域においては、用途地域に基づき振動規制法による規制もかかっております。今後の検討課題だと思いますが、現在のところは騒音についてのみ諮問させていただきます。
委員	消費税の方は方向が見えており、あまり資料は要らないのかと思いますが、騒音の方で資料をお願いします。せっかく審議会で審議していただくので、特定施設ってどういったものがあるか、一覧を皆さんに知ってほしいことと、現実に規制するにあたり、どういう内容の企業が立地していて、届出はこれからになるのでしょうけど、特定施設がありそうなのか、なさそうなのか、規制をかける上で知っておきたい。４種区域はこの基準ですが、全国の例でいけばこれにプラスでやっているところもありますよね。例えば時間的にこういう時には５ｄＢを加算するとか、もしあったとすれば第１種から第４種、すべてをこれに当てはめるしかないのか。例えば４５から６５ｄＢではなく、５５ｄＢとかを設定できるのか、このような検討も確認した方がいいですね。一番心配するのは４５ｄＢで静かなのに、６５ｄＢにゆるくするのか、という声が上がったときにどう対応するのかということもあります。その辺の資料を揃えていただければと思います。
委員	市長からの諮問と議事についでですが、ごみ処理手数料について、とあるが手数料について何をしたらいいのか読めない。手数料の改定について審議してください、とかそこまで言わないと何がなんだかわかりません。その辺をもう少し明確にしてください。
委員	新しいごみ処理施設についてはわかりませんか。
事務局	施設がどういう規模で作られるのかが出てこないと、概算費用が出せません。
事務局	まだまだ詳細なものが決まっておりませんので、今の段階で東部広域から数字が出てくるかわからないところです。
委員	河原の処理施設は新しくできるものなので規制を考えればいいと思いますが、６工業団地は近所の人たちからの苦情はありますか。
事務局	担当に確認したところ今までないようです。

発言者	発言内容
委員	私もそう思うのですが、高浜工業団地は住宅が隣接していますが、夜はそんなに音がしないのではないですか。糸谷工業団地は周りが田んぼばかりで民家がない気がします。今苦情がないのであれば、今規制を行う必要がないのではないかと思います。以前工場に勤めていましたが、夜８時以降は企業自体が残業自体を抑えていましたので、周りの民家に苦情がないのではないですか。
事務局	それぞれの工業団地でどういった種類の工場、事業場が立地しているか、深夜に作業をしている工場があるのか、資料を作りまして、次回の委員会で提示させていただきます。
委員	次回資料を見てから考えればいいとは思うのですが、規制の仕方として、今苦情があって、今立地しているから規制をかけるという考え方と、今はまったく該当しなくても今後立地する企業がこういう規制ということを承知した上で、それに対応した進出の仕方をするために規制しておく、という考え方と両方いると思います。第４種はそう厳しい規制ではないので、一般常識からして今の企業としては当然守るべき、最低限のレベルの規制だと思います。たとえそういうものがなくても規制していくのは、私は必要だなと思っています。ただ、何も知らないでどういった企業があるか知らないで、ただ規制をしましょうでは、審議会として忍びないので内容を知りたいと申し上げたところです。
会長	ほかによろしいですか。もしよろしいようでしたら、その他として事務局で何かありますか。
事務局	最初に申し上げましたが、この２点についてあと２回程度審議したいと思います。次の審議会を年明けの１月１０日頃に日程調整を行いたいと思います。